

特定非営利活動法人 コロボックルさっぽろ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 コロボックルさっぽろ と称します。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、事故や病気による脳損傷者及びその家族に対し、高次脳機能障害についての正しい知識の普及に努める活動及び当事者の社会参加を促進するための活動を行うとともに、医療、福祉、行政関係者及び一般社会に対して、高次脳機能障害についての理解を深める活動を行うことにより、脳損傷者による高次脳機能障害者が安心して生活できる社会環境作りに寄与することを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 高次脳機能障害者対象のリハビリテーションを兼ねた作業所の運営事業
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
 - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
 - ⑤ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
 - ⑥ 高次脳機能障害について正しい知識と情報を収集、提供する事業
 - ⑦ 高次脳機能障害について行政や社会の理解を深めるため事業
 - ⑧ 高次脳機能障害者及びその家族のための相談、調査、支援事業
 - ⑨ 高次脳機能障害者の社会参加を促進するための就労支援などの事業
 - ⑩ 高次脳機能障害者の地域生活を促進するためのデイケア、グループホーム、ショートステイなどの運営事業

⑩ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

① 物品の斡旋及び販売事業

② 役務の提供事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとします。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって 特定非営利活動法（以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人で総会における議決権を有するもの
- (2) 準会員 この法人の事業に参加するために加入した個人及び団体で総会における議決権を有しないもの
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために加入した個人及び団体で総会における議決権を有しないもの

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めません。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければなりません。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができるものとします。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反した行為をしたとき。

(抛出金品の不返還等)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金は、返還しないものとします。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置くこととします。

- (1) 理事 5人以上12人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とします。
 - 3 理事のうち、副代表理事を2人以内置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任します。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とします。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはなりません。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができません。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理します。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ定めた次の席順に従いその職務を代行します。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行うものとします。
 - (1) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間又は現任者の任期の残存期間とします。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができるものとします。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償されるすることができます。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

(職員)

第20条 この法人は、事務局長その他の職員を置くことができます。

- 2 職員は、代表理事が任命するものとします。

(顧問)

第21条 この法人に、役員とは別に顧問を置くことができます。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱するものとします。
- 3 顧問は、代表理事の求めに応じてこの法人の運営に関して助言を行うものとします。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とします。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金の額を除く。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催するものとします。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集します。

2 代表理事は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。ただし、電子メールを使用する環境にない正会員に対しては、書面をもって通知しなければなりません。

(議 長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出することとします。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができません。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによります。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なものとします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の規定により表決をした正会員は、前2条、次条第1項及び第48条の適用については、出席したものとみなします。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員数及び出席者数（表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、または記名、押印しなければなりません。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の失効に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定より、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集します。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければなりません。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。ただし、電子メールを使用する環境にない理事に対しては、書面をもって通知しなければなりません。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたるものとします。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表理事の決するところによります。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとしします。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について他の理事を代理人として表決を委任することができます。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなします。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(削除) (表決の委任者にあつては、その旨を付記すること)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければなりません。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成するものとします。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分け特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とします。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定めることとします。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事項に従い行うものとします。

- (1) 会計帳簿及び伝票等は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計帳簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎年継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

2 前項の会計処理に関する方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とします。

(事業計画)

第45条 この法人の事業計画は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければなりません。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければなりません。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越しするものとします。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年度4月1日に始まり翌年3月31日に終わることとします。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を得、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければなりません。

(解散)

第49条 この法人は次に掲げる事項により解散するものとします。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員数の3分の2以上の承諾を得なければなりません。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければなりません。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、北海道に帰属するものとします。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければなりません。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行うとともに、インターネット、ホームページ及び官報に記載して行うこととします。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定めるものとします。

附 則

1 この定款は、この法人設立の日から施行します。

2 この法人設立当初の役員は、次に掲げるものとします。

理事長 中野 匡子
副理事長 篠原 節
理事 有田 京史
理事 石黒 広昭
理事 水川 喜文
理事 上野 里美
理事 今井 美嶺子
理事 木原 洋征
理事 小関 多嘉子
理事 原田 圭
監事 千葉 裕子
監事 北越 幸子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日、までとします。
- 4 この法人設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにします。
- 5 この法人設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年3月31日までとします。
- 6 この法人設立当初の入会金及び会費は、第8条に規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

(1) 年会費

- | | | |
|--------|----|---------------------------|
| ① 正会員 | 1口 | 3,000円 (個人又は家族単位) |
| ② 準会員 | 1口 | 3,000円 (個人又は家族単位若しくは団体単位) |
| ③ 賛助会員 | 1口 | 3,000円 (個人又は団体単位) |

(2) 入会金

- | | | |
|-------|----|--------|
| ① 正会員 | 1口 | 2,000円 |
| ② 準会員 | 1口 | 2,000円 |

この定款は、平成 年 月 日から施行する。